

## 5年水張りルールの見直しについて

農林水産省は、令和9年度から現行の水田政策を見直し、作物ごとの生産性向上等に対する支援への転換を予定しています。そのため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めないとしています。令和7年4月1日付けで経営所得安定対策等実施要綱の改正が行われ、交付対象水田の要件について、令和7年度・令和8年度における対応が追加されました。

### 以下、経営所得安定対策等実施要綱の要約(5年水張りの要件について)

- 令和4年度から令和8年度までの5年間に、一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度から水田活用の直接支払交付金の交付対象となる水田から除外される。  
(ただし、災害復旧に関連する事業や基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、5年間に一度も水張りが行われていない場合であっても、交付対象水田から除外しない)
- 水張りは、『水稲作付』により確認することを基本とする。  
ただし、以下のいずれかに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
  1. たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること。
  2. **令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組を実施したことが確認できること。**

上記のように、令和7年度又は令和8年度において連作障害を回避する取組を行った場合、『水張りを行ったとみなす』とされました。

しかし、現行制度での扱い（交付対象水田であるか）が、見直し後の制度にも影響するかは、今現在、不透明です。

なので、水稲作付もしくは1又は2を実施することをオススメします。

#### ▶ 1のたん水管理を行いたい場合は？

- ・ 再生協議会へ実施開始までに実施計画書を提出してください
- ・ 実施中の記録を提出してください。  
(実施中の記録には開始時と終了時の水を張った状態の写真が必要)

#### ▶ 2の連作障害を回避する取組とは？

- ・ 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
  - ・ 土壌に係る薬剤の散布
  - ・ 後作緑肥の作付け
  - ・ 病害虫抵抗性品種の作付け
  - ・ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組
- 上記のいずれかの連作障害を回避する取組を行う場合、使用した資材・薬剤等の購入伝票と作業の記録を必ず残してください。